令和元年10月農業委員会総会議事録

令和元年10月25日午後3時00分、令和元年10月農業委員会総会を弘前市役所市民防災館3階防災会議室に招集する。

出席委員 21名

1番	岩谷　裕子	委員	2番	成田　忠光	委員	4番	佐藤　耕一	委員
6番	成田　繁則	委員	8番	三上　悦治	委員	10番	進藤　司	委員
11番	石岡　千鶴子	委員	12番	棟方　健	委員	13番	木村　芳文	委員
14番	小田桐　明	委員	15番	奥元　勝義	委員	16番	髙橋　貴志	委員
17番	須藤　秀人	委員	18番	大湯　茂八郎	委員	19番	伊藤　公正	委員
20番	兜森　弘義	委員	22番	藤田　善明	委員	23番	前田　優考	委員
24番	町田　高司	委員	25番	佐藤　剛郎	委員	26番	山内　知人	委員

欠席委員　5名

3番	三上　幸雄	委員	5番	白濱　不二男	委員	7番	小林　政貴	委員
9番	平井　秀樹	委員	21番	小嶋　勇成	委員			

出席事務局　　9名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	三上　勇造
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農政係長	髙橋　貢
事務局農地係長	澤田　明人	岩木分室総括主査	浅利　敏江
相馬分室総括主査	藤田　徹	事務局主査	藤田　智恵子
事務局主事	佐藤　早織		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第74号	弘前市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について
議案第75号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第76号	農地転用許可に係る意見について
議案第77号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第78号	農用地利用集積計画の決定について
議案第79号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第80号	農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第81号	農地・非農地の判断について
報告第29号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第30号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第31号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 14 時 57 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようよろしくお願いいたします。総会の前に私の方から、ご連絡がございます。先月の総会でもみなさんにご紹介申し上げましたが、事務局に人事異動がございまして、10 月 1 日からですね、新たに転入された職員をご紹介したいと思います。3 条許可を担当しております舘田彩香主事です。

舘田主事　【挨拶（省略）】

事務局次長　それでは、引き続きみなさんよろしくお願いしたいと思います。また、先月も傍聴されたんですけれども、農林水産省から今回は二人目になりますが、北澤裕香さんが総会を傍聴されますので、よろしくお願いします。

農林水産省職員　【挨拶（省略）】

事務局次長　それでは、ただ今から令和元年 10 月農業委員会総会を開会いたします。

［開会時刻 15 時 00 分］

事務局次長　開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 3 番三上幸雄委員、5 番白濱不二男委員、7 番小林政貴委員、9 番平井秀樹委員、21 番小嶋勇成委員の 5 名であります。ただいまの出席者数は 21 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。25 番佐藤剛郎委員、26 番山内知人委員、1 番岩谷裕子委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の藤田智恵子主査を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。

議案第 74 号を議題としたします。議案第 74 号は、「弘前市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」であります。提案理由の説明を事務局に求めます。

事務局次長　議案第 74 号は、「弘前市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」であります。提案理由は、農業委員会等に関する法律 第 7 条の規定に基づく、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、本会で変更したいので、承認を求めるものであります。本指針（案）につきましては、8 月 26 日開催の総会において、事務局から報告いたしましたように、3 年ごとの検討、見直しを行うこととしております。関係機関打ち合せ会議の結果に基づき、委員の皆様からいただいた意見書を踏まえ、見直しを行った指針案のとおり変更しようとするものであります。なお、現行の指針につきましては、8 月総会において、

事務局次長　お示ししておりますし、見え消し版も郵送させていただいておりますので、本会議では省略いたします。また、内容につきましては、運営委員会が開催されておりますので、説明も省略いたします。以上です。

議　　長　会長職務代理者から指針案について説明いたします。

伊藤会長職代　本日総会に提案している指針案について、9月12日と9月25日に運営委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。9月12日は、成田会長、須藤委員、それと私が、さる8月21日開催の関係者打ち合わせ会議の結果と、農業委員、推進委員からの意見書をもとに、内容を検討いたしました。9月25日は運営委員全員により、12日の委員会で検討した結果を反映させた指針案の確認をいたしました。今回の見直しでは、まず、具体的な目標値について、この3年間の実績なども踏まえ、国や県、市が示す構想がある中で、当委員会が委員の努力をもって達成すべきものとして見直すとともに、すべての具体的な目標値に、10年後の目標値を新たに設定しております。次に、具体的な活動ごとの主な見直しについて説明してまいります。3ページをお開きください。第2の1、遊休農地の発生防止・解消についての（1）、表の遊休農地の割合は、平成28年時点で3.9%であったものが、記載のとおり、現状で3.5%と、解消の進展が見られており、10年後にはさらにすすめ、2.6%とする、としております。続く（2）の、具体的な推進方法としては、営農意向調査の実施を、今回、明記しております。次に4ページをお開きください。2、担い手への農地利用の集積・集約化について、の（1）、表の集積率で、平成28年時点で64.4%でありましたが、記載のとおり、その後の担い手農業者の取り扱いの変更から、現状50.8%となっており、今後の活動を活発にし、10年後には70%とする、としております。また、参考として平成28年時点で設けていた、担い手の育成・確保の目標値については、経営改善計画の認定等を市農林部が担っており、当委員会が目標を定めることは適当でないと考えられたことから、今回これを廃するとともに、8月にお示しした素案で推計中としていました、農地中間管理事業の目標値につきましては、青森県農地中間管理機構と調整し、5ページに新たに設定しております。続く（2）の、具体的な推進方法としては、農地中間管理事業の見直しを踏まえ、具体的な取り組み内容を明記したほか、担い手の掘り起こしを追記しております。次に6ページをお開きください。3、新規参入の促進について、の（1）、新規参入者数は横ばい状態であることから、年36経営体の新規参入を目標としております。続く（2）の、具体的な推進方法としては、平成29年度から実施しております、就農研修研究会事業について追記しております。このほか、3年前の指針決定以降の状況の変化や、よりわかりやすい表現とするための対応として、文章の整理や一部文言の見直しも行っております。以上、報告いたします。

議　　長　それでは議案第74号についてご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　異議ないものと認め、議案第74号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（な　し）

議　　長　異議ないものと認め、議案第74号は原案のとおり変更することに決定いたします。

次に、議案第75号を議題といたします。議案第75号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 75 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 8,055 ㎡、畑 10 件 31,866 ㎡、合計 11 件 39,921 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 2 件 14,743 ㎡、畑 6 件 51,019 ㎡、合計 8 件 65,762 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。

以上です。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 10 月 11 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、伊藤公正委員、 前田優考委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 1 件の事情聴取を行いました。16 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 127 番について申し上げます。借受人は、妻の実家が農家であり、これまでも親族と一緒に営農しておりましたが、今後は専業農家として独立したいという思いがあり、今回、自分で農地を借り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地ではりんごを栽培すると申しており、一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請も含め、申請書を審査し、検討した結果、全ての申請において、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 75 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 75 号は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 75 号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 76 号を議題といたします。議案第 76 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 76 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 266 ㎡、畑 1 件 330 ㎡ の合計 2 件 596 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上です。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。23 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号９番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから許可基準を満たすものであります。受付番号 10 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、許可基準を満たすものであります。また、どちらも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 76 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 76 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 76 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 77 号を議題といたします。議案第 77 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 77 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 2 件 1,243 ㎡、使用収益権関係が、畑 1 件 96 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上です。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。27 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係の受付番号 19 番は、農地区分がその他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可となる農地区分ですが、第 1 種農地の例外規定である「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、

調査委員長　代替土地の検討を要さず転用許可基準を満たすものであります。受付番号20番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外許可事由である「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。28 ページをご覧ください。使用収益権関係の受付番号 5 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外許可事由である、「既存施設の 2 分の 1 以内の拡張」であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上 3 件いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。また、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 77 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 77 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 77 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 78 号を議題といたします。議案第 78 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 78 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 23,076 ㎡、畑 2 件 2,839 ㎡、合計 3 件 25,915 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 19 件 66,521 ㎡、畑 2 件 11,435 ㎡、合計 21 件 77,956 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。

以上です。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されていることから、すべてについて、要件を満たしておりました。32 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 73 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。33 ページをお開きください。使用収益関係、受付番号 213 番から、38 ページ受付番号 233 番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、

調査副委員長　農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。
以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第78号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第78号は、調査副委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第78号は、報告のとおり決定いたします。

次に、議案第79号を議題といたします。議案第79号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第79号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田1件1,226㎡、畑3件8,411㎡、合計4件9,637㎡であります。今回提出されました4件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員及び農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項第2号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買4件が整ったものであります。以上です。

議　　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（なし）

議　　長　それでは、議案第79号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第79号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第79号については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第80号を議題といたします。議案第80号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第80号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田19件66,521㎡、畑2件11,435㎡、合計21件77,956㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催

事務局次長　されておりますので、説明は省略いたします。以上です。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　今回提出されました 21 件につきましては、先の議案第 78 号で決定されました利用集積計画のうち 33 ページの使用収益権関係、受付番号 213 番以降の 21 件において、農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理規程に定める決定方法に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第 80 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 80 号については、報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 80 号については、計画案に異議がないものと決定いたします。

次に、議案第 81 号を議題といたします。議案第 81 号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 81 号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第 4(1)及び(2)に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、田 33 筆 39,075 ㎡、畑 184 筆 477,197 ㎡、計 217 筆 516,272 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上です。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。59 ページをお開きください。番号 1 番から 201 番の土地については、農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められ、65 ページ、番号 202 番から 217 番の土地については、第 4 (4) イの「その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 81 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第81号は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第81号は1番から217番を「非農地」と判断することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第29号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第29号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田1件20,519㎡、畑9件61,189㎡、合計10件81,708㎡であります。なお、届出理由につきましては、69ページ及び70ページの届出事由欄に記載のとおり、相続となっております。以上です。

議　　長　　報告第29号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第30号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第30号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第4条第1項第7号及び農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が、田1件46㎡、畑1件488㎡、合計2件534㎡、5条関係が、畑4件2,279㎡であります。なお、届出理由につきましては、73ページ及び74ページの届出理由欄に記載のとおりであります。
以上です。

議　　長　　報告第30号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第31号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第31号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。
農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田3件20,327㎡、であります。なお、解約理由につきましては、77ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上です。

議　　長　　報告第31号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了 15 時 40 分］